

会費規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人商事法務研究会(以下「本法人」という。)の定款第7条に基づき本法人の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 定款第7条に規定する会費は、年会費5万円とし、入会するとき並びに以後毎年納めなければならない。

2 前項に規定する年会費は、会員口数を単位として納めるものとする。

(会費の滞納)

第3条 年会費の滞納が正当な理由なく1年以上におよぶ会員は、定款第10条により会員資格を喪失する。

(会費の返還)

第4条 第2条に基づく既納の年会費は、一切これを返還しない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。